

四半期報告書

(第144期第2四半期)

株式会社 福島銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【中間連結財務諸表】	24
2 【その他】	60
3 【中間財務諸表】	61
4 【その他】	80
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	81

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月27日

【四半期会計期間】 第144期第2四半期
(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 紺野邦武

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役企画本部長 菅野則夫

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階
株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 中谷幸信

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社福島銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間 (自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成21年度 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	10,056	9,057	8,871	19,789	17,606
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	814	△1,461	329	625	△3,796
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	1,041	△1,477	454	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	1,005	△3,285
連結純資産額	百万円	29,188	23,434	24,551	25,732	21,437
連結総資産額	百万円	628,594	616,603	616,888	618,135	611,017
1株当たり純資産額	円	116.64	93.39	106.36	103.60	92.52
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	4.40	△6.42	1.97	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	4.24	△14.29
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	4.36	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	4.22	—
自己資本比率	%	4.45	3.48	3.96	3.85	3.48
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.23	9.00	9.77	9.58	9.59
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,333	△23,690	12,120	20,269	△17,190
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△11,558	5,335	△6,288	△12,806	9,004
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△331	△347	△0	△570	△599
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	31,353	22,098	37,848	40,800	32,016
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	543 [257]	540 [274]	551 [277]	543 [259]	537 [274]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第142期中	第143期中	第144期中	第142期	第143期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	8,558	7,805	7,446	16,900	14,985
経常利益 (△は経常損失)	百万円	802	△1,551	162	583	△3,934
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	1,054	△1,492	322	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	1,043	△3,286
資本金	百万円	18,127	18,127	18,127	18,127	18,127
発行済株式総数	千株	240,737	230,000	230,000	230,000	230,000
純資産額	百万円	27,896	21,605	24,471	23,971	21,426
総資産額	百万円	626,128	613,986	615,042	616,065	609,016
預金残高	百万円	582,501	577,561	577,489	577,147	572,990
貸出金残高	百万円	453,798	440,147	443,120	442,590	449,989
有価証券残高	百万円	111,502	101,852	92,281	109,729	96,398
1株当たり配当額	円	—	—	—	1.50	93.21
自己資本比率	%	4.45	3.51	3.97	3.89	3.51
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.93	8.52	9.78	9.11	9.65
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	512 [249]	517 [260]	527 [264]	512 [250]	510 [261]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
4 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	551 [277]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員（当第2四半期連結会計期間末人員）279人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	527 [264]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員（当第2四半期会計期間末人員）266人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 従業員数は、執行役員2名を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

〔経営成績に関する定性的情報〕

(金融経済環境)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)における金融経済環境は、昨年来の世界的な金融危機に端を発した景気後退に対して各国政府が打ち出した景気対策の効果もあり、一部に持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、失業率が高水準で推移するなど、厳しい雇用情勢が続く中、雇用不安や個人消費の伸び悩みから、本格的な景気回復への道筋は未だ不透明な状況が続いております。

当行企業グループの主たる営業基盤である福島県内の企業動向を見ると、製造業の生産は欧米の金融危機を契機とした落込みには歯止めがかかりつつありますが、非製造業の業況は総じて低迷を続けております。また、この間における企業倒産は小康状態で推移しました。

このような状況の中で、当行は①「現場力の強化」、②「人材の育成」、③「業務の高度化」の3つを柱とした中期経営計画「地力強化計画」に取り組んでおり、現場力の強化を通じた顧客サービスの向上と地域密着型営業の推進に努めております。

(預貸金等の状況)

当第2四半期連結会計期間末の預金は、当第2四半期連結会計期間中2,264百万円増加(前第2四半期連結会計期間は10,737百万円の減少)し、576,528百万円となりました。主な要因は、個人預金が増加したものの法人・公金預金が増加したことによるものです。

一方、貸出金は、当第2四半期連結会計期間中453百万円減少（同4,781百万円の増加）し、440,044百万円となりました。主な要因は、住宅ローンは引き続き増加したものの、景気低迷に伴う厳しい環境により企業の資金需要が低迷したことによるものです。

有価証券につきましては、当第2四半期連結会計期間中3,187百万円減少（同6,871百万円の減少）し、92,031百万円となりました。

投資信託等の預り資産は、当第2四半期連結会計期間中1,553百万円増加（同5,259百万円の減少）し、70,811百万円となりました。

（収益の状況）

当第2四半期連結会計期間の損益をみると、経常収益は前第2四半期連結会計期間比272百万円増加し、4,820百万円（対前第2四半期連結会計期間比5.9%増）となりました。主な要因は、貸出金利息収入や投資信託等の窓口販売手数料が減少したものの、国債等債券売却益の増加がそれらを上回ったことによるものです。

経常損益は前第2四半期連結会計期間比2,510百万円増加し、838百万円の経常利益となりました。主な要因は、店舗のリニューアルや新端末導入に伴う設備関係費用が増加したものの、不良債権処理費用及び有価証券関係損失が大幅に減少したことによるものです。

四半期純損益は前第2四半期連結会計期間比3,044百万円増加し、1,331百万円の四半期純利益となりました。主な要因は、経常利益の改善に加え、償却債権取立益が増加したことによるものです。

〔財政状態に関する定性的情報〕

（不良債権の状況）

当第2四半期会計期間末の不良債権残高（金融再生法基準、単体ベース）につきましては、前事業年度末比451百万円減少し、20,138百万円（対前事業年度末比2.1%減）となりました。不良債権比率（与信残高に占める不良債権の割合）は、前事業年度末比0.03ポイント低下し、4.51%となりました。

（自己資本比率の状況）

当第2四半期連結会計期間末の連結自己資本比率につきましては、中間純利益の計上に伴う自己資本の増加及びリスクアセットの減少により、前連結会計年度末比0.18ポイント上昇し9.77%となりました。なお、単体自己資本比率は9.78%となっております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、営業活動及び投資活動による支出により当第2四半期連結会計期間中11,606百万円減少し、37,848百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金の減少を主因として3,243百万円のマイナス（前第2四半期連結会計期間は7,946百万円のプラス）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得を主因として8,362百万円のマイナス（前第2四半期連結会計期間は2,598百万円のプラス）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により0百万円のマイナス（前第2四半期連結会計期間は1百万円のマイナス）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前第2四半期連結会計期間比80百万円減少し、2,487百万円となりました。主な要因は、貸出金及び有価証券の利回りの低下に伴い、貸出金利息収入及び有価証券利息配当金が減少したことによるものです。

役務取引等収支は、前第2四半期連結会計期間比68百万円減少し、164百万円となりました。主な要因は、投資信託等の窓口販売手数料の減少によるものです。

その他業務収支は、前第2四半期連結会計期間比1,578百万円増加し、256百万円となりました。主な要因は、国債等債券償却の減少によるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	2,527	40	—	2,567
	当第2四半期連結会計期間	2,460	26	—	2,487
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	3,160	63	△16	(23) 3,207
	当第2四半期連結会計期間	2,925	45	△16	(18) 2,954
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	633	23	△16	(23) 640
	当第2四半期連結会計期間	464	18	△16	(18) 466
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	222	1	8	232
	当第2四半期連結会計期間	158	0	4	164
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	480	2	△8	474
	当第2四半期連結会計期間	412	1	△5	408
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	257	0	△17	241
	当第2四半期連結会計期間	253	0	△10	244
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	△1,324	1	—	△1,322
	当第2四半期連結会計期間	253	3	—	256
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	82	1	—	84
	当第2四半期連結会計期間	413	3	—	416
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	1,407	—	—	1,407
	当第2四半期連結会計期間	159	—	—	159

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前第2四半期連結会計期間 1百万円、当第2四半期連結会計期間 1百万円）を控除して表示しております。

4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

5 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（内書き）であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結会計期間比66百万円減少し、408百万円となりました。主な要因は、投資信託等の窓口販売手数料が減少したことによるものです。

一方、役務取引等費用は、前第2四半期会計期間比3百万円増加し、244百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	480	2	△8	474
	当第2四半期連結会計期間	412	1	△5	408
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	198	—	△5	193
	当第2四半期連結会計期間	176	—	△6	170
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	148	2	△2	148
	当第2四半期連結会計期間	133	1	0	135
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結会計期間	1	—	—	1
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	8	—	—	8
	当第2四半期連結会計期間	8	—	—	8
うち保護預かり・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	△0	—	—	△0
	当第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	2	—	—	2
	当第2四半期連結会計期間	2	—	—	2
うち保険窓販業務	前第2四半期連結会計期間	25	—	—	25
	当第2四半期連結会計期間	10	—	—	10
うち投信窓販業務	前第2四半期連結会計期間	94	—	—	94
	当第2四半期連結会計期間	80	—	—	80
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	257	0	△17	241
	当第2四半期連結会計期間	253	0	△10	244
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	31	0	—	32
	当第2四半期連結会計期間	30	0	—	31

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	577,508	52	△635	576,925
	平成21年9月30日	577,440	48	△960	576,528
うち流動性預金	平成20年9月30日	188,295	—	△503	187,791
	平成21年9月30日	191,922	—	△758	191,163
うち定期性預金	平成20年9月30日	385,245	20	△132	385,133
	平成21年9月30日	382,003	—	△202	381,801
うちその他	平成20年9月30日	3,968	32	—	4,000
	平成21年9月30日	3,514	48	—	3,563
譲渡性預金	平成20年9月30日	—	—	—	—
	平成21年9月30日	—	—	—	—
総合計	平成20年9月30日	577,508	52	△635	576,925
	平成21年9月30日	577,440	48	△960	576,528

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
 3 預金の区分は次のとおりであります。
 「流動性預金」＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 「定期性預金」＝定期預金＋定期積金
 4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	436,980	100.00
製造業	29,930	6.85
農業	1,374	0.31
林業	84	0.02
漁業	210	0.05
鉱業	521	0.12
建設業	31,138	7.13
電気・ガス・熱供給・水道業	69	0.02
情報通信業	2,186	0.50
運輸業	10,551	2.41
卸売・小売業	39,864	9.12
金融・保険業	39,675	9.08
不動産業	32,041	7.33
各種サービス業	62,337	14.27
地方公共団体	30,096	6.89
その他	156,898	35.91
国際業務部門	—	—
合計	436,980	—

業種別	平成21年 9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	440,044	100.00
製造業	33,597	7.64
農業, 林業	889	0.20
漁業	293	0.07
鉱業, 採石業, 砂利採取業	408	0.09
建設業	26,900	6.11
電気・ガス・熱供給・水道業	2,523	0.57
情報通信業	2,843	0.65
運輸業, 郵便業	17,651	4.01
卸売業, 小売業	41,732	9.48
金融業, 保険業	27,960	6.35
不動産業, 物品賃貸業	40,849	9.28
その他の各種サービス業	55,974	12.72
地方公共団体	33,906	7.71
その他	154,510	35.12
国際業務部門	—	—
合計	440,044	—

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	4,415	5,526	1,111
経費(除く臨時処理分)	3,854	3,980	126
人件費	1,835	1,729	△106
物件費	1,740	1,907	167
税金	279	342	63
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	560	1,546	986
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	560	1,546	986
一般貸倒引当金繰入額	632	—	△632
業務純益	△71	1,546	1,617
うち債券関係損益	△1,338	165	1,503
コア業務純益	1,898	1,380	△518
臨時損益	△1,480	△1,383	97
株式関係損益	△549	△1,014	△465
不良債権処理損失	958	418	△540
貸出金償却	841	404	△437
個別貸倒引当金繰入額	117	—	△117
債権売却損	—	14	14
その他臨時損益	27	49	22
経常利益又は経常損失(△)	△1,551	162	1,713
特別損益	70	171	101
うち固定資産処分損益	△12	△49	△37
うち貸倒引当金戻入益	—	44	44
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△1,480	334	1,814
法人税、住民税及び事業税	11	11	0
法人税等調整額	—	—	—
法人税等合計	11	11	0
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,492	322	1,814

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋その他業務収支

2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3 コア業務純益＝業務純益(一般貸倒引当金繰入前)－債券関係損益

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.15	2.06	△0.09
(イ)貸出金利回	2.60	2.42	△0.18
(ロ)有価証券利回	1.25	1.18	△0.07
(2) 資金調達原価 ②	1.74	1.70	△0.04
(イ)預金等利回	0.39	0.29	△0.10
(ロ)外部負債利回	2.43	2.20	△0.23
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.41	0.36	△0.05

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	4.90	13.43	8.53
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	4.90	13.43	8.53
業務純益ベース	△0.62	13.43	14.05
中間純利益ベース	△13.06	2.80	15.86

(注) ROEを算出する上での純資産額については、期首と期末の単純平均により算出しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	577,561	577,489	△72
預金(平残)	573,965	563,712	△10,253
貸出金(末残)	440,147	443,120	2,973
貸出金(平残)	434,229	439,266	5,037

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	463,455	459,053	△4,402
法人	114,053	118,387	4,334
合計	577,508	577,440	△68

(注) 譲渡性預金及び国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	129,467	135,096	5,629
住宅ローン残高	117,851	124,266	6,415
その他ローン残高	11,615	10,829	△786

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	357,335	351,525	△5,810
総貸出金残高	② 百万円	440,147	443,120	2,973
中小企業等貸出金比率	①/② %	81.18	79.32	△1.86
中小企業等貸出先件数	③ 件	92,018	89,870	△2,148
総貸出先件数	④ 件	92,094	89,963	△2,131
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.91	99.89	△0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	3	5	4	6
保証	361	1,351	298	970
計	364	1,357	302	976

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	5,688	5,688
	利益剰余金	2,195	843
	自己株式(△)	13	13
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	5,148	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,966	102
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	389	240
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	22,426	24,508
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	22,426	24,508
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	772	771
	一般貸倒引当金	2,102	2,026
	負債性資本調達手段等	5,000	4,500
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,000	4,500
計	7,875	7,297	
うち自己資本への算入額 (B)	7,875	7,297	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	100
自己資本額 (D)	(A) + (B) - (C)	30,302	31,706
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	310,270	300,134
	オフ・バランス取引等項目	1,352	1,271
	信用リスク・アセットの額 (E)	311,623	301,405
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	24,807	22,794
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,984	1,823
計(E) + (F) (H)	336,430	324,199	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.00	9.77
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		6.66	7.55

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,688	—
	その他資本剰余金	—	5,688
	利益準備金	301	301
	その他利益剰余金	2,031	560
	その他	—	—
	自己株式(△)	13	13
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	5,148	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	389	240
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	20,597	24,424
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	20,597	24,424
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	772	771
	一般貸倒引当金	2,086	1,958
	負債性資本調達手段等	5,000	4,500
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,000	4,500	
計	7,858	7,229	
うち自己資本への算入額 (B)	7,858	7,229	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	100
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	28,456	31,553
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	307,562	298,165
	オフ・バランス取引等項目	1,352	1,271
	信用リスク・アセットの額 (E)	308,915	299,436
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	24,902	22,876
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,992	1,830
計(E)+(F) (H)	333,817	322,313	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		8.52	9.78
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		6.17	7.57

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	102	99
危険債権	120	93
要管理債権	39	7
小計 (A)	262	201
正常債権	4,174	4,260
合計 (B)	4,437	4,461
不良債権比率 (A) / (B)	5.9%	4.5%

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。なお、当第2四半期連結会計期間中において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

銀行業関連事業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	郡山営業部	福島県 郡山市	店舗	1,582.01	1,446.58	平成21年7月

(注) 郡山営業部は、旧郡山支店と旧郡山北支店を統合し、新たに新設した店舗であります。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間中において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間中において、新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	230,000,000	230,000,000	東京証券取引所 市場第一部	(注)
計	230,000,000	230,000,000	—	—

(注) 単元株式数は1,000株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年8月10日	—	230,000	—	18,127,739	△5,688,702	—

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,925	3.01
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,121	2.66
株式会社東北サファリーパーク	福島県二本松市沢松倉1番地	3,982	1.73
株式会社アラジン	福島県郡山市島2丁目32番24号	3,837	1.66
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	3,390	1.47
株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	3,135	1.36
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,049	1.32
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS JP RE CITIC (常任代理人 株式会社東京三菱UFJ銀行)	CITYGROUP CENTRE CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目2番1号)	2,591	1.12
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	2,327	1.01
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番2号	2,063	0.89
計	—	37,422	16.27

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	6,925千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,121千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,049千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 153,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 229,058,000	229,058	—
単元未満株式	普通株式 789,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	230,000,000	—	—
総株主の議決権	—	229,058	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は、全て当行保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が18,000千株(議決権18個)含まれております。

3 「単元未満株式数」の株式数の欄には、当行所有の自己株式535株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	153,000	—	153,000	0.06
計	—	153,000	—	153,000	0.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	54	55	82	56	66	64
最低(円)	51	50	54	69	63	53

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役副社長郡山営業部長	取締役副社長郡山支店長	鎌田 秀美	平成21年7月27日
専務取締役企画本部長	専務取締役営業本部長	菅野 則夫	平成21年7月1日

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、監査法人トーマツにより中間監査を受け、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、従来から当行が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※9 24,438	※9 38,822	※9 33,120
コールローン及び買入手形	25,000	5,000	5,000
商品有価証券	115	167	136
金銭の信託	1,743	1,735	1,738
有価証券	※1, ※9, ※15 102,060	※1, ※9, ※15 92,031	※1, ※9, ※15 96,131
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 436,980	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 440,044	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 446,865
外国為替	※6, ※9 18	※6, ※9 59	※6, ※9 40
リース債権及びリース投資資産	4,014	3,540	3,873
その他資産	※9 10,293	※9 20,394	※9 10,556
有形固定資産	※11, ※12 13,383	※11, ※12 14,427	※11, ※12 13,548
無形固定資産	435	907	645
繰延税金資産	6,073	6,000	6,063
支払承諾見返	※15 1,357	※15 976	※15 1,134
貸倒引当金	※8 △9,312	※8 △7,221	※8 △7,836
資産の部合計	616,603	616,888	611,017
負債の部			
預金	※9 576,925	※9 576,528	※9 572,093
借入金	※13 927	※13 1,152	※13 1,053
社債	※14 4,500	※14 4,000	※14 4,000
その他負債	5,953	4,966	6,537
賞与引当金	25	—	—
退職給付引当金	2,196	2,198	2,201
役員退職慰労引当金	139	179	158
睡眠預金払戻損失引当金	42	38	44
利息返還損失引当金	1	1	2
繰延税金負債	—	3	—
再評価に係る繰延税金負債	※11 1,098	※11 1,098	※11 1,098
負ののれん	—	1,193	1,256
支払承諾	※15 1,357	※15 976	※15 1,134
負債の部合計	593,168	592,337	589,580
純資産の部			
資本金	18,127	18,127	18,127
資本剰余金	5,688	5,688	5,688
利益剰余金	2,195	843	388
自己株式	△13	△13	△13
株主資本合計	25,998	24,645	24,191
その他有価証券評価差額金	△5,148	△814	△3,540
土地再評価差額金	※11 617	※11 616	※11 616
評価・換算差額等合計	△4,530	△197	△2,923
少数株主持分	1,966	102	169
純資産の部合計	23,434	24,551	21,437
負債及び純資産の部合計	616,603	616,888	611,017

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	9,057	8,871	17,606
資金運用収益	6,441	5,902	12,519
(うち貸出金利息)	5,581	5,276	11,069
(うち有価証券利息配当金)	769	607	1,300
役務取引等収益	996	847	1,851
その他業務収益	88	453	208
その他経常収益	1,531	1,668	3,026
経常費用	10,519	8,542	21,403
資金調達費用	1,218	923	2,308
(うち預金利息)	1,130	842	2,138
役務取引等費用	486	487	951
その他業務費用	1,443	281	2,394
営業経費	4,023	4,123	7,755
その他経常費用	※1 3,347	※1 2,725	※1 7,992
経常利益又は経常損失(△)	△1,461	329	△3,796
特別利益	102	176	494
固定資産処分益	4	—	4
償却債権取立益	98	176	241
社債買入償還益	—	—	249
特別損失	※2 29	49	※2 78
固定資産処分損	16	49	28
減損損失	13	—	15
固定資産臨時償却費	—	—	34
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	△1,388	456	△3,380
法人税、住民税及び事業税	11	11	22
法人税等調整額	41	62	48
法人税等合計	52	73	70
少数株主利益又は少数株主損失(△)	36	△71	△166
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,477	454	△3,285

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	18,127	18,127	18,127
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127	18,127
資本剰余金			
前期末残高	5,688	5,688	5,688
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	5,688	5,688	5,688
利益剰余金			
前期末残高	4,017	388	4,017
当中間期変動額			
剰余金の配当	△344	—	△344
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,477	454	△3,285
自己株式の処分	△0	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	—	—	1
当中間期変動額合計	△1,822	454	△3,628
当中間期末残高	2,195	843	388
自己株式			
前期末残高	△11	△13	△11
当中間期変動額			
自己株式の取得	△2	△0	△3
自己株式の処分	0	0	0
当中間期変動額合計	△1	△0	△2
当中間期末残高	△13	△13	△13
株主資本合計			
前期末残高	27,822	24,191	27,822
当中間期変動額			
剰余金の配当	△344	—	△344
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,477	454	△3,285
自己株式の取得	△2	△0	△3
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	1
当中間期変動額合計	△1,824	454	△3,631
当中間期末残高	25,998	24,645	24,191

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△4,622	△3,540	△4,622
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△525	2,725	1,082
当中間期変動額合計	△525	2,725	1,082
当中間期末残高	△5,148	△814	△3,540
土地再評価差額金			
前期末残高	617	616	617
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	—	—	△1
当中間期変動額合計	—	—	△1
当中間期末残高	617	616	616
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△4,004	△2,923	△4,004
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	—	—	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△525	2,725	1,082
当中間期変動額合計	△525	2,725	1,081
当中間期末残高	△4,530	△197	△2,923
少数株主持分			
前期末残高	1,915	169	1,915
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	51	△66	△1,745
当中間期変動額合計	51	△66	△1,745
当中間期末残高	1,966	102	169
純資産合計			
前期末残高	25,732	21,437	25,732
当中間期変動額			
剰余金の配当	△344	—	△344
中間純利益又は中間純損失(△)	△1,477	454	△3,285
自己株式の取得	△2	△0	△3
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△474	2,659	△663
当中間期変動額合計	△2,298	3,114	△4,295
当中間期末残高	23,434	24,551	21,437

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	△1,388	456	△3,380
減価償却費	305	407	623
減損損失	13	—	15
固定資産臨時償却費	—	—	34
社債買入償還益	—	—	△249
負ののれん償却額	—	△62	—
持分法による投資損益 (△は益)	△12	△9	△12
貸倒引当金の増減 (△)	853	8	163
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△81	—	△106
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△97	△2	△92
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△26	20	△7
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△5	△5	△4
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△1	1
資金運用収益	△6,441	△5,902	△12,519
資金調達費用	1,218	923	2,308
有価証券関係損益 (△)	1,909	848	4,656
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	23	0	24
固定資産処分損益 (△は益)	12	49	24
貸出金の純増 (△) 減	608	6,306	△9,926
預金の純増減 (△)	982	4,435	△3,849
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△146	99	△21
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△1,419	129	△184
コールローン等の純増 (△) 減	△25,000	—	△5,000
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	24	△18	2
資金運用による収入	6,382	5,922	12,560
資金調達による支出	△1,239	△1,161	△2,549
その他	△141	△300	321
小計	△23,666	12,144	△17,167
法人税等の支払額	△23	△23	△23
営業活動によるキャッシュ・フロー	△23,690	12,120	△17,190
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△72,807	△37,493	△100,964
有価証券の売却による収入	11,614	11,144	23,616
有価証券の償還による収入	66,637	21,386	87,537
有形固定資産の取得による支出	△41	△1,016	△498
無形固定資産の取得による支出	△89	△308	△372
有形固定資産の売却による収入	20	—	12
有形固定資産の除却による支出	—	△0	—
子会社株式の取得による支出	—	—	△325
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,335	△6,288	9,004
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の買入消却による支出	—	—	△251
配当金の支払額	△344	—	△344
少数株主への配当金の支払額	△0	—	△0
自己株式の取得による支出	△2	△0	△3
自己株式の売却による収入	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△347	△0	△599
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△18,702	5,832	△8,784
現金及び現金同等物の期首残高	40,800	32,016	40,800
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 22,098	※1 37,848	※1 32,016

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社 2社 子会社は全て連結しております。</p> <p>当中間連結会計期間において、連結子会社である福銀ユーシーカード株式会社と福島保証サービス株式会社は、福銀ユーシーカード株式会社を存続会社として合併し、新会社は、福銀ユーシーカード株式会社から株式会社福島カードサービスへ名称を変更しております。</p> <p>これにより、連結子会社は株式会社ふくぎんリース及び株式会社福島カードサービスの2社となっております。</p>	<p>連結子会社 2社 子会社は全て連結しております。</p> <p>連結子会社は、株式会社ふくぎんリース及び株式会社福島カードサービスであります。</p>	<p>連結子会社 2社 子会社は全て連結しております。</p> <p>連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。</p> <p>なお、当連結会計年度において、連結子会社である福銀ユーシーカード株式会社と福島保証サービス株式会社は、福銀ユーシーカード株式会社を存続会社として合併し、新会社は、福銀ユーシーカード株式会社から株式会社福島カードサービスへ名称を変更しております。これにより、連結子会社は、株式会社ふくぎんリースと株式会社福島カードサービスの2社となっております。従来、福島保証サービス株式会社が行っていた信用保証業務を「銀行業関連事業」に含めておりましたが、合併後は、「リース業その他事業」に含めております。</p> <p>また、当連結会計年度において、連結子会社でありました株式会社ふくぎんリースの株式を追加取得し、完全子会社化しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社は株式会社東北バンキングシステムズ1社であり、持分法を適用しております。</p>	同 左	同 左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日はいずれも9月末日であります。</p>	同 左	<p>連結子会社の決算日はいずれも3月末日であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 3年～15年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左</p> <p>③ リース資産 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 3年～15年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左</p> <p>③ リース資産 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,077百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,264百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,636百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	—	—
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は4年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は4年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を5年から4年に変更しております。これにより、その他経常収益が92百万円増加し、経常損失及び税金等調整前中間純損失が同額減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>また、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。これにより、「その他経常費用」が5百万円減少し、「経常利益」及び「税金等調整前中間純利益」が同額増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を5年から4年に変更しております。これにより、その他経常収益が45百万円増加し、経常損失及び税金等調整前当期純損失が同額減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、前連結会計年度末より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。</p> <p>これにより、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、その他経常費用が12百万円、特別損失が23百万円少なく、経常利益が12百万円、税金等調整前中間純利益が36百万円それぞれ多く計上されております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(10) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。	(10) 利息返還損失引当金の計上基準 同 左	(10) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当連結会計年度末において必要と認められる額を計上しております。
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(12) リース取引の処理方法(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。	(12) リース取引の処理方法 同 左	(12) リース取引の処理方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(13)重要なヘッジ会計の方法 貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。	(13)重要なヘッジ会計の方法 同 左	(13)重要なヘッジ会計の方法 同 左
	(14)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(14)消費税等の会計処理 同 左	(14)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
5 負ののれんの償却に関する事項	——	負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。	負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却を行うこととしております。
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。</p> <p>(借主側) これによる影響は軽微であります。</p> <p>(貸主側) これにより、従来の方法に比べ、リース債権及びリース投資資産が3,791百万円計上され、有形固定資産が3,550百万円、無形固定資産が241百万円それぞれ減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。</p> <p>(借主側) これによる影響は軽微であります。</p> <p>(貸主側) これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が3,794百万円計上され、「有形固定資産」が3,553百万円、「無形固定資産」が241百万円それぞれ減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格の時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は874百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は874百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を契機として、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格の時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は968百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は968百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式58百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,509百万円、延滞債権額は18,762百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は620百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,289百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,182百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式64百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,637百万円、延滞債権額は15,700百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は169百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は604百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,111百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式58百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,862百万円、延滞債権額は15,502百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は116百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,059百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,541百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,255百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、4,946百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、11,041百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,207百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額25,248百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 162百万円 担保資産に対応する債務 預金 600百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券23,324百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 なお、その他資産に保証金敷金274百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,840百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、15,877百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、7,303百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,205百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額21,509百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 7百万円 担保資産に対応する債務 預金 600百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,495百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 なお、その他資産に保証金敷金272百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,429百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、16,152百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、9,247百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,206百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額23,454百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 85百万円 担保資産に対応する債務 預金 600百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,648百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 なお、その他資産に保証金敷金272百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,970百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,624百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,326百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,351百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,022百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,591百万円</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,683百万円</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,480百万円であります。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,629百万円</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,073百万円</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債4,000百万円であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,375百万円であります。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">3,629百万円</p> <p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,866百万円</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は、劣後特約付社債4,000百万円であります。</p> <p>※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,375百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																				
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額853百万円、貸出金償却842百万円及び株式等償却576百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ1カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <table border="1" data-bbox="199 846 563 1008"> <tr> <td>地域</td> <td>福島県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>事業用資産 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福島県内	主な用途	事業用資産 1ヶ所	種類	有形固定資産	減損損失	13百万円	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却409百万円及び株式等償却1,043百万円を含んでおります。</p> <p>———</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却2,979百万円及び株式等償却2,476百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ9カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <table border="1" data-bbox="1042 880 1406 1077"> <tr> <td>地域</td> <td>福島県内</td> <td>福島県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>事業用資産 1カ所</td> <td>遊休資産 8カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> <td>その他の有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>13百万円</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福島県内	福島県内	主な用途	事業用資産 1カ所	遊休資産 8カ所	種類	建物	その他の有形固定資産	減損損失	13百万円	2百万円
地域	福島県内																					
主な用途	事業用資産 1ヶ所																					
種類	有形固定資産																					
減損損失	13百万円																					
地域	福島県内	福島県内																				
主な用途	事業用資産 1カ所	遊休資産 8カ所																				
種類	建物	その他の有形固定資産																				
減損損失	13百万円	2百万円																				

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	115	26	3	137	(注)

(注) 普通株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 26千株

単元未満株式の買増請求による減少 3千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	344	1.50	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	150	3	0	153	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 3千株

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	115	42	7	150	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	42千株
単元未満株式の買増請求による減少	7千株

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	344	1.50	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)
平成20年9月30日現在	平成21年9月30日現在	平成21年3月31日現在
現金預け金勘定 24,438	現金預け金勘定 38,822	現金預け金勘定 33,120
定期預け金 △212	定期預け金 △212	定期預け金 △212
普通預け金 △1,790	普通預け金 △580	普通預け金 △682
その他の預け金 △335	その他の預け金 △180	その他の預け金 △208
現金及び現金同等物 22,098	現金及び現金同等物 37,848	現金及び現金同等物 32,016

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																																
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 該当ありません。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸主側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table> <tr> <td>リース料債権部分</td> <td>4,716百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価格部分</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>△750百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,987百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>3</td> <td>1,509</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td>3</td> <td>1,149</td> </tr> <tr> <td>2年超 3年以内</td> <td>3</td> <td>855</td> </tr> <tr> <td>3年超 4年以内</td> <td>3</td> <td>588</td> </tr> <tr> <td>4年超 5年以内</td> <td>3</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>10</td> <td>268</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27</td> <td>4,716</td> </tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	4,716百万円	見積残存価格部分	21百万円	受取利息相当額	△750百万円	合計	3,987百万円		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	3	1,509	1年超 2年以内	3	1,149	2年超 3年以内	3	855	3年超 4年以内	3	588	4年超 5年以内	3	346	5年超	10	268	合計	27	4,716	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 同 左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>(貸主側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table> <tr> <td>リース料債権部分</td> <td>4,145百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価格部分</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>△644百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,516百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>3</td> <td>1,305</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td>3</td> <td>1,015</td> </tr> <tr> <td>2年超 3年以内</td> <td>3</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>3年超 4年以内</td> <td>3</td> <td>519</td> </tr> <tr> <td>4年超 5年以内</td> <td>3</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>7</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23</td> <td>4,145</td> </tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	4,145百万円	見積残存価格部分	14百万円	受取利息相当額	△644百万円	合計	3,516百万円		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	3	1,305	1年超 2年以内	3	1,015	2年超 3年以内	3	750	3年超 4年以内	3	519	4年超 5年以内	3	295	5年超	7	257	合計	23	4,145	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 該当ありません。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸主側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table> <tr> <td>リース料債権部分</td> <td>4,500百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価格部分</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>△707百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,848百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>3</td> <td>1,405</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td>3</td> <td>1,083</td> </tr> <tr> <td>2年超 3年以内</td> <td>3</td> <td>818</td> </tr> <tr> <td>3年超 4年以内</td> <td>3</td> <td>567</td> </tr> <tr> <td>4年超 5年以内</td> <td>3</td> <td>341</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>8</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	4,500百万円	見積残存価格部分	55百万円	受取利息相当額	△707百万円	合計	3,848百万円		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	3	1,405	1年超 2年以内	3	1,083	2年超 3年以内	3	818	3年超 4年以内	3	567	4年超 5年以内	3	341	5年超	8	283	合計	25	4,500
リース料債権部分	4,716百万円																																																																																																	
見積残存価格部分	21百万円																																																																																																	
受取利息相当額	△750百万円																																																																																																	
合計	3,987百万円																																																																																																	
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																
1年以内	3	1,509																																																																																																
1年超 2年以内	3	1,149																																																																																																
2年超 3年以内	3	855																																																																																																
3年超 4年以内	3	588																																																																																																
4年超 5年以内	3	346																																																																																																
5年超	10	268																																																																																																
合計	27	4,716																																																																																																
リース料債権部分	4,145百万円																																																																																																	
見積残存価格部分	14百万円																																																																																																	
受取利息相当額	△644百万円																																																																																																	
合計	3,516百万円																																																																																																	
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																
1年以内	3	1,305																																																																																																
1年超 2年以内	3	1,015																																																																																																
2年超 3年以内	3	750																																																																																																
3年超 4年以内	3	519																																																																																																
4年超 5年以内	3	295																																																																																																
5年超	7	257																																																																																																
合計	23	4,145																																																																																																
リース料債権部分	4,500百万円																																																																																																	
見積残存価格部分	55百万円																																																																																																	
受取利息相当額	△707百万円																																																																																																	
合計	3,848百万円																																																																																																	
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																
1年以内	3	1,405																																																																																																
1年超 2年以内	3	1,083																																																																																																
2年超 3年以内	3	818																																																																																																
3年超 4年以内	3	567																																																																																																
4年超 5年以内	3	341																																																																																																
5年超	8	283																																																																																																
合計	25	4,500																																																																																																
<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29百万円</td> </tr> </table>	未経過リース料		1年内	22百万円	1年超	6百万円	合計	29百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33百万円</td> </tr> </table>	1年内	23百万円	1年超	9百万円	合計	33百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33百万円</td> </tr> </table>	1年内	25百万円	1年超	8百万円	合計	33百万円																																																																												
未経過リース料																																																																																																		
1年内	22百万円																																																																																																	
1年超	6百万円																																																																																																	
合計	29百万円																																																																																																	
1年内	23百万円																																																																																																	
1年超	9百万円																																																																																																	
合計	33百万円																																																																																																	
1年内	25百万円																																																																																																	
1年超	8百万円																																																																																																	
合計	33百万円																																																																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>3 既契約分取引について簡便的処理の採用</p> <p>リース取引開始日がリース会計基準適用開始前の所有権移転ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。</p> <p>このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益が概ね510百万円少なく計上しております。</p>	<p>3 既契約分取引について簡便的処理の採用</p> <p>リース取引開始日がリース会計基準適用開始前の所有権移転ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。</p> <p>このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、「税金等調整前中間純利益」が19百万円多く計上しております。</p>	<p>3 既契約分取引について簡便的処理の採用</p> <p>リース取引開始日がリース会計基準適用開始前の所有権移転ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。</p> <p>このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益が229百万円少なく計上しております。</p>												
<p>4 転リース取引</p> <p>転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上している額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="220 1003 563 1070"> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>264百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債務</td> <td>244百万円</td> </tr> </table>	リース投資資産	264百万円	リース債務	244百万円	<p>4 転リース取引</p> <p>転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で中間連結貸借対照表に計上している額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="643 1003 986 1070"> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>194百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債務</td> <td>194百万円</td> </tr> </table>	リース投資資産	194百万円	リース債務	194百万円	<p>4 転リース取引</p> <p>転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上している額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1066 1003 1409 1070"> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>235百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債務</td> <td>235百万円</td> </tr> </table>	リース投資資産	235百万円	リース債務	235百万円
リース投資資産	264百万円													
リース債務	244百万円													
リース投資資産	194百万円													
リース債務	194百万円													
リース投資資産	235百万円													
リース債務	235百万円													

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	999	997	△1
社債	998	984	△13
その他	9,573	8,862	△711
外国証券	9,573	8,862	△711
合計	11,570	10,844	△726

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	8,935	6,966	△1,968
債券	69,677	68,297	△1,379
国債	46,497	45,122	△1,374
地方債	5,373	5,379	5
社債	17,805	17,794	△11
その他	14,807	13,000	△1,806
外国証券	6,678	6,360	△317
投資信託	8,129	6,640	△1,489
合計	93,420	88,264	△5,155

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,888百万円(うち、株式576百万円、債券1,155百万円、その他157百万円)であります。

なお、減損処理にあたっては、中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1,570
その他有価証券	
非上場株式	432
投資事業組合出資金	164

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	999	1,000	0
社債	998	981	△17
その他	7,574	6,987	△587
外国証券	7,574	6,987	△587
合計	9,573	8,968	△604

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	6,280	6,150	△129
債券	58,549	59,070	520
国債	41,609	41,993	384
地方債	1,466	1,497	31
社債	15,473	15,579	105
その他	16,349	15,136	△1,213
外国証券	8,982	8,830	△152
投資信託	6,815	5,719	△1,096
その他	551	587	35
合計	81,179	80,358	△821

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,298百万円(うち、株式1,028百万円、その他269百万円)であります。

なお、減損処理にあたっては、中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は874百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は874百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1,420
その他有価証券	
非上場株式	514
投資事業組合出資金	101

III 前連結会計年度末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	999	1,000	1	1	—
社債	998	968	△30	—	30
その他	8,574	7,892	△681	11	692
外国証券	8,574	7,892	△681	11	692
合計	10,572	9,861	△710	12	722

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	7,114	5,673	△1,440	95	1,535
債券	64,365	64,415	50	209	159
国債	47,525	47,536	10	158	147
地方債	3,551	3,569	18	19	0
社債	13,289	13,310	21	31	10
その他	15,614	13,447	△2,167	188	2,355
外国証券	7,901	7,736	△165	188	353
投資信託	7,261	5,273	△1,988	—	1,988
その他	451	437	△13	—	13
合計	87,094	83,537	△3,557	493	4,050

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、4,479百万円(うち、株式2,476百万円、債券1,155百万円、その他847百万円)であります。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を契機として、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は968百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は968百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1,420
その他有価証券	
非上場株式	430
投資事業組合出資金	113

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△5,155
その他有価証券	△5,155
(+)繰延税金資産	3
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△5,152
(△)少数株主持分相当額	△3
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△5,148

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△821
その他有価証券	△821
(△)繰延税金負債	3
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△825
(△)少数株主持分相当額	△11
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△814

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△3,557
その他有価証券	△3,557
(+)繰延税金資産	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△3,556
(△)少数株主持分相当額	△16
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△3,540

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	94	1	1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	112	△0	△0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、取引の目的

当行は、資産・負債に係る将来の金利・為替の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引及び固定金利の貸出金・預金の一部につき金利スワップ取引を行っております。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、相場変動リスク回避の目的にのみデリバティブ取引を利用し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(3) 取引に係るリスクの内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利・為替等の相場の変動による市場リスクを有しております。

なお、為替予約取引は信用度の高い国内金融機関を相手方とし、リスクの軽減を図っております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行のデリバティブ取引は、国際業務室において運用方針、運用枠等を定め、厳正に運用・管理を行っており、定期的に担当役員及び取締役会へ報告しております。なお、連結子会社においては、デリバティブ取引は行っておりません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	70	—	△0	△0
	買建	58	—	0	0
	合計	—	—	△0	△0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	7,761	1,296	9,057	—	9,057
(2) セグメント間の内部経常収益	69	56	125	(125)	—
計	7,830	1,352	9,183	(125)	9,057
経常費用	9,389	1,255	10,645	(125)	10,519
経常利益又は経常損失(△)	△1,559	97	△1,461	—	△1,461

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
- 3 各区分の主な事業の内容
- (1) 銀行業関連事業………銀行業務・信用保証業務等
- (2) リース業その他事業………リース業務・クレジット業務等
- 4 「2 事業の内容」に記載のとおり、当中間連結会計期間において、連結子会社である福銀ユーシーカード株式会社(「リース業その他事業」のクレジット業務等)と福島保証サービス株式会社(「銀行業関連事業」の信用保証業務等)は、福銀ユーシーカード株式会社を存続会社として合併しており、新会社は、福銀ユーシーカード株式会社から株式会社福島カードサービスへ名称を変更しております。
- これにより、従来、福島保証サービス株式会社が行っていた「信用保証業務等」を「銀行業関連事業」に含めておりましたが、合併後は「リース業その他事業」に含めて表示しております。
- なお、これによるセグメント情報に与える影響は、軽微であります。
- 5 消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用はありません。
- 6 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を5年から4年に変更しております。
- これにより、経常収益は「銀行業関連事業」が92百万円増加しております。
- 7 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度末より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。
- これにより、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、「銀行業関連事業」の経常費用が12百万円少なく、経常損失が12百万円少なく計上されております。
- 8 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。
- これによるセグメント情報に与える影響は、軽微であります。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	7,384	1,487	8,871	—	8,871
(2) セグメント間の内部経常収益	67	43	110	(110)	—
計	7,452	1,530	8,982	(110)	8,871
経常費用	7,285	1,487	8,773	(230)	8,542
経常利益	166	42	209	120	329

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

- 2 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
- 3 各区分の主な事業の内容
 - (1) 銀行業関連事業……………銀行業務等
 - (2) リース業その他事業……………リース業務・クレジット業務・信用保証業務等
- 4 消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用はありません。
- 5 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。
これにより、経常費用は「銀行業関連事業」が5百万円減少しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	14,886	2,720	17,606	—	17,606
(2) セグメント間の内部経常収益	124	214	339	(339)	—
計	15,010	2,935	17,945	(339)	17,606
経常費用	18,938	2,946	21,884	(481)	21,403
経常利益(△は経常損失)	△3,927	△10	△3,938	141	△3,796

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 3 各区分の主な事業の内容
 - (1) 銀行業関連事業……………銀行業務等
 - (2) リース業その他事業……………リース業務・クレジット業務・信用保証業務等
 - 4 消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用はありません。
 - 5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当連結会計年度において、連結子会社である福銀ユーシーカード株式会社(「リース業その他事業」のクレジット業務等)と福島保証サービス株式会社(「銀行業関連事業」の信用保証業務等)は、福銀ユーシーカード株式会社を存続会社として合併しており、新会社は、福銀ユーシーカード株式会社から株式会社福島カードサービスへ名称を変更しております。
これにより、従来、福島保証サービス株式会社が行っていた「信用保証業務等」を「銀行業関連事業」に含めておりましたが、合併後は「リース業その他事業」に含めて表示しております。
なお、これによるセグメント情報に与える影響は、軽微であります。
 - 6 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、第2退職一時金制度の費用処理年数については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を5年から4年に変更しております。
これにより、経常収益は「銀行業関連事業」が45百万円増加しております。
 - 7 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。
これによるセグメント情報に与える影響は、軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

経常収益は全て本邦におけるものであるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	93.39	106.36	92.52
1株当たり 中間純利益金額又は 中間(当期)純損失金額(△)	円	△6.42	1.97	△14.29

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	23,434	24,551	21,437
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	1,966	102	169
うち少数株主持分	百万円	1,966	102	169
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	21,467	24,448	21,267
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	229,862	229,846	229,849

2 1株当たり中間純利益金額又は中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間純利益金額 又は中間(当期)純損失金額(△)				
中間純利益又は 中間(当期)純損失(△)	百万円	△1,477	454	△3,285
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間純利益又は 中間(当期)純損失(△)	百万円	△1,477	454	△3,285
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	229,875	229,847	229,866

- 3 前中間連結会計期間及び前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、記載していません。
- 4 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(主要な取引先の倒産等) 平成21年11月24日に当行の取引先である株式会社穴吹工務店が東京地方裁判所へ会社更生手続開始の申立てを行いました。これにより同社に対する平成21年11月26日現在の貸出金残高1,900百万円に取立不能のおそれが生じ、同日現在の有価証券残高14百万円と合わせ第3四半期以降に損失が発生する見込みです。	

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	4,548	4,820
資金運用収益	3,184	2,935
(うち貸出金利息)	2,795	2,644
(うち有価証券利息配当金)	340	281
役務取引等収益	474	408
その他業務収益	84	416
その他経常収益	805	1,060
経常費用	6,220	3,981
資金調達費用	619	449
(うち預金利息)	575	408
役務取引等費用	241	244
その他業務費用	1,429	159
営業経費	1,878	2,111
その他経常費用	※1 2,051	※1 1,015
経常利益又は経常損失(△)	△ 1,671	838
特別利益	68	505
固定資産処分益	4	—
貸倒引当金戻入益	—	359
償却債権取立益	64	146
特別損失	16	47
固定資産処分損	16	47
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△ 1,619	1,297
法人税等	40	36
少数株主利益又は少数株主損失(△)	53	△ 70
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△ 1,713	1,331

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額190百万円、貸出金償却842百万円及び株式等償却576百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却409百万円を含んでおります。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※9 24,384	※9 38,722	※9 33,067
コールローン	25,000	5,000	5,000
商品有価証券	115	167	136
金銭の信託	1,743	1,735	1,738
有価証券	※1, ※9, ※15 101,852	※1, ※9, ※15 92,281	※1, ※9, ※15 96,398
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 440,147	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 443,120	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 449,989
外国為替	※6, ※9 18	※6, ※9 59	※6, ※9 40
その他資産	※9 7,760	※9 17,774	※9 7,986
有形固定資産	※11, ※12 13,358	※11, ※12 14,402	※11, ※12 13,522
無形固定資産	415	876	618
繰延税金資産	5,841	5,841	5,841
支払承諾見返	※15 1,357	※15 976	※15 1,134
貸倒引当金	※8 △8,009	※8 △5,916	※8 △6,457
資産の部合計	613,986	615,042	609,016
負債の部			
預金	※9 577,561	※9 577,489	※9 572,990
借入金	※13 500	※13 500	※13 500
社債	※14 4,500	※14 4,000	※14 4,000
その他負債	4,971	4,104	5,474
未払法人税等	40	45	62
その他の負債	4,931	4,059	5,411
賞与引当金	23	—	—
退職給付引当金	2,189	2,189	2,193
役員退職慰労引当金	136	173	154
睡眠預金払戻損失引当金	42	38	44
再評価に係る繰延税金負債	※11 1,098	※11 1,098	※11 1,098
支払承諾	※15 1,357	※15 976	※15 1,134
負債の部合計	592,381	590,571	587,590
純資産の部			
資本金	18,127	18,127	18,127
資本剰余金	5,688	5,688	5,688
資本準備金	5,688	—	5,688
その他資本剰余金	—	5,688	—
利益剰余金	2,332	861	539
利益準備金	301	301	301
その他利益剰余金	2,031	560	238
別途積立金	3,400	—	3,400
繰越利益剰余金	△1,368	560	△3,161
自己株式	△13	△13	△13
株主資本合計	26,135	24,664	24,342
その他有価証券評価差額金	△5,148	△809	△3,532
土地再評価差額金	※11 617	※11 616	※11 616
評価・換算差額等合計	△4,530	△193	△2,916
純資産の部合計	21,605	24,471	21,426
負債及び純資産の部合計	613,986	615,042	609,016

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	7,805	7,446	14,985
資金運用収益	6,436	5,897	12,511
(うち貸出金利息)	5,577	5,270	11,065
(うち有価証券利息配当金)	769	608	1,296
役務取引等収益	1,034	879	1,907
その他業務収益	88	453	208
その他経常収益	246	215	357
経常費用	9,357	7,283	18,920
資金調達費用	1,211	916	2,295
(うち預金利息)	1,131	842	2,138
役務取引等費用	515	509	991
その他業務費用	1,421	281	2,369
営業経費	※1 3,856	※1 3,980	7,432
その他経常費用	※2 2,353	※2 1,595	※2 5,832
経常利益又は経常損失 (△)	△1,551	162	△3,934
特別利益	※3 100	※3 221	※3 748
特別損失	※4 29	49	※4 78
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△1,480	334	△3,264
法人税、住民税及び事業税	11	11	22
法人税等調整額	—	—	△0
法人税等合計	11	11	21
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,492	322	△3,286

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	18,127	18,127	18,127
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127	18,127
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	5,688	5,688	5,688
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	—	△5,688	—
当中間期変動額合計	—	△5,688	—
当中間期末残高	5,688	—	5,688
その他資本剰余金			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	—	5,688	—
当中間期変動額合計	—	5,688	—
当中間期末残高	—	5,688	—
資本剰余金合計			
前期末残高	5,688	5,688	5,688
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	5,688	5,688	5,688
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	232	301	232
当中間期変動額			
利益準備金の積立	69	—	69
当中間期変動額合計	69	—	69
当中間期末残高	301	301	301
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	3,400	3,400	3,400
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	—	△3,400	—
当中間期変動額合計	—	△3,400	—
当中間期末残高	3,400	—	3,400

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	537	△3,161	537
当中間期変動額			
利益準備金の積立	△69	—	△69
剰余金の配当	△344	—	△344
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,492	322	△3,286
自己株式の処分	△0	△0	△0
別途積立金の取崩	—	3,400	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	1
当中間期変動額合計	△1,906	3,722	△3,699
当中間期末残高	△1,368	560	△3,161
利益剰余金合計			
前期末残高	4,169	539	4,169
当中間期変動額			
利益準備金の積立	—	—	—
剰余金の配当	△344	—	△344
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,492	322	△3,286
自己株式の処分	△0	△0	△0
別途積立金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	1
当中間期変動額合計	△1,837	322	△3,630
当中間期末残高	2,332	861	539
自己株式			
前期末残高	△11	△13	△11
当中間期変動額			
自己株式の取得	△2	△0	△3
自己株式の処分	0	0	0
当中間期変動額合計	△1	△0	△2
当中間期末残高	△13	△13	△13
株主資本合計			
前期末残高	27,974	24,342	27,974
当中間期変動額			
剰余金の配当	△344	—	△344
中間純利益又は中間純損失 (△)	△1,492	322	△3,286
自己株式の取得	△2	△0	△3
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	1
当中間期変動額合計	△1,839	322	△3,632
当中間期末残高	26,135	24,664	24,342

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△4,621	△3,532	△4,621
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△526	2,722	1,088
当中間期変動額合計	△526	2,722	1,088
当中間期末残高	△5,148	△809	△3,532
土地再評価差額金			
前期末残高	617	616	617
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	—	—	△1
当中間期変動額合計	—	—	△1
当中間期末残高	617	616	616
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△4,003	△2,916	△4,003
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	—	—	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△526	2,722	1,088
当中間期変動額合計	△526	2,722	1,087
当中間期末残高	△4,530	△193	△2,916
純資産合計			
前期末残高	23,971	21,426	23,971
当中間期変動額			
剰余金の配当	△344	—	△344
中間純利益又は中間純損失（△）	△1,492	322	△3,286
自己株式の取得	△2	△0	△3
自己株式の処分	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△526	2,722	1,088
当中間期変動額合計	△2,365	3,045	△2,545
当中間期末残高	21,605	24,471	21,426

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等(株式については中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等(株式については決算期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年 その他 3年~15年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年 その他 3年~15年

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零とすることとしております。	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,077百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,264百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,636百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	—	—
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は4年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は4年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年又は4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当事業年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を5年から4年に変更しております。これにより、その他経常収益が92百万円増加し、経常損失及び税引前中間純損失が同額減少しております。</p>	<p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>また、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当事業年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。これにより、「その他経常費用」が5百万円減少し、「経常利益」及び「税引前中間純利益」が同額増加しております。</p>	<p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。</p> <p>また、第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当事業年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を5年から4年に変更しております。これにより、「その他経常収益」が45百万円増加し、「経常損失」及び「税引前中間純損失」が同額減少しております。</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(追加情報) 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、前事業年度末より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。 これにより、前中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、その他経常費用が12百万円、特別損失が23百万円少なく、経常利益が12百万円、税引前中間純利益が36百万円それぞれ多く計上されております。		
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8 ヘッジ会計の方法	貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。 また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる影響はありません。	———	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる影響はありません。

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。	———

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は874百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は874百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を契機として、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は968百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は968百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 19百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,498百万円、延滞債権額は18,668百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は620百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,289百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,076百万円であります。 なお、上記※2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 467百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,628百万円、延滞債権額は15,589百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は169百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は604百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,991百万円であります。 なお、上記※2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関連会社の株式総額 467百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,844百万円、延滞債権額は15,395百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は116百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,059百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,415百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,255百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は4,946百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は11,041百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,207百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額25,248百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 162百万円 担保資産に対応する債務 預金 600百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券23,324百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 なお、その他資産に保証金敷金274百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,840百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、15,877百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は、7,303百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,205百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額21,509百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 7百万円 担保資産に対応する債務 預金 600百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,495百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 なお、その他資産に保証金敷金271百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,429百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、16,152百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は、9,247百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,206百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額23,454百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 85百万円 担保資産に対応する債務 預金 600百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,648百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。 なお、その他資産に、保証金敷金272百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は32,646百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,357百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,059百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,070百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが31,740百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,591百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,629百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,629百万円
※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,646百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,038百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,795百万円
※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。	※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。	※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。
※14 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。	※14 社債は、劣後特約付社債4,000百万円であります。	※14 社債は、劣後特約付社債4,000百万円であります。
※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,480百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,375百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,375百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)																				
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 234百万円 無形固定資産 65百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額749百万円、貸出金償却841百万円及び株式等償却569百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益の主なもの、償却債権取立益96百万円でありませす。</p> <p>※4 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ1カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>福島県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>事業用資産 1ヶ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当中間会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福島県内	主な用途	事業用資産 1ヶ所	種類	有形固定資産	減損損失	13百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 316百万円 無形固定資産 83百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却404百万円及び株式等償却1,043百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益の主なもの、償却債権取立益176百万円でありませす。</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,968百万円及び株式等償却2,468百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益の主なもの、貸倒引当金戻入益261百万円、償却債権取立益233百万円及び社債買入償還益249百万円でありませす。</p> <p>※4 減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ9カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>福島県内</td> <td>福島県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>事業用資産 1カ所</td> <td>遊休資産 8カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>建物</td> <td>その他の有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>13百万円</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福島県内	福島県内	主な用途	事業用資産 1カ所	遊休資産 8カ所	種類	建物	その他の有形固定資産	減損損失	13百万円	2百万円
地域	福島県内																					
主な用途	事業用資産 1ヶ所																					
種類	有形固定資産																					
減損損失	13百万円																					
地域	福島県内	福島県内																				
主な用途	事業用資産 1カ所	遊休資産 8カ所																				
種類	建物	その他の有形固定資産																				
減損損失	13百万円	2百万円																				

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	115	26	3	137	(注)
合計	115	26	3	137	

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	26千株
単元未満株式の買増請求による減少	3千株

II 当中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	150	3	0	153	(注)
合計	150	3	0	153	

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	3千株
単元未満株式の買増請求による減少	0千株

III 前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	115	42	7	150	(注)
合計	115	42	7	150	

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	42千株
単元未満株式の買増請求による減少	7千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																		
<p>1 ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 該当ありません。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>③ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 なお、当中間会計期間から「動産」は「有形固定資産」として表示しております。</p>	有形固定資産	7百万円	合計	7百万円	有形固定資産	6百万円	合計	6百万円	有形固定資産	1百万円	合計	1百万円	1年内	1百万円	合計	1百万円	支払リース料	1百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 同 左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同 左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table> <p>③ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	有形固定資産	7百万円	合計	7百万円	有形固定資産	7百万円	合計	7百万円	有形固定資産	— 百万円	合計	— 百万円	1年内	— 百万円	合計	— 百万円	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	0百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 該当ありません。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当事業年度末残高相当額 取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>当事業年度末残高相当額</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料当事業年度末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	その他の有形固定資産	7百万円	合計	7百万円	その他の有形固定資産	7百万円	合計	7百万円	その他の有形固定資産	0百万円	合計	0百万円	1年内	0百万円	合計	0百万円	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円
有形固定資産	7百万円																																																																			
合計	7百万円																																																																			
有形固定資産	6百万円																																																																			
合計	6百万円																																																																			
有形固定資産	1百万円																																																																			
合計	1百万円																																																																			
1年内	1百万円																																																																			
合計	1百万円																																																																			
支払リース料	1百万円																																																																			
減価償却費相当額	1百万円																																																																			
支払利息相当額	0百万円																																																																			
有形固定資産	7百万円																																																																			
合計	7百万円																																																																			
有形固定資産	7百万円																																																																			
合計	7百万円																																																																			
有形固定資産	— 百万円																																																																			
合計	— 百万円																																																																			
1年内	— 百万円																																																																			
合計	— 百万円																																																																			
支払リース料	0百万円																																																																			
減価償却費相当額	0百万円																																																																			
支払利息相当額	0百万円																																																																			
その他の有形固定資産	7百万円																																																																			
合計	7百万円																																																																			
その他の有形固定資産	7百万円																																																																			
合計	7百万円																																																																			
その他の有形固定資産	0百万円																																																																			
合計	0百万円																																																																			
1年内	0百万円																																																																			
合計	0百万円																																																																			
支払リース料	2百万円																																																																			
減価償却費相当額	1百万円																																																																			
支払利息相当額	0百万円																																																																			

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(資本準備金の額の減少)</p> <p>当行は、平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年6月23日開催の第143回定時株主総会に、分配可能額の充実を図るため会社法第448条第1項に基づき資本準備金を取崩しその他資本剰余金に振替えることについて、付議することを決議しました。</p> <p>なお、「減少する資本準備金の額」、「資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日」及び「資本準備金の額の減少の日程」は、次のとおりであります。</p> <p>(1) 減少する資本準備金の額 資本準備金 5,688,702,160円</p> <p>(2) 資本準備金の額の減少が効力を発生する日 平成21年8月10日</p> <p>(3) 資本準備金の額の減少の日程</p> <p>① 定時株主総会決議日 平成21年6月23日</p> <p>② 債権者異議申述公告日 平成21年7月3日</p> <p>③ 債権者異議申述最終期日 平成21年8月3日</p> <p>④ 効力発生日 平成21年8月10日</p>
	<p>(主要な取引先の倒産等)</p> <p>平成21年11月24日に当行の取引先である株式会社穴吹工務店が東京地方裁判所へ会社更生手続開始の申立てを行いました。これにより同社に対する平成21年11月26日現在の貸出金残高1,900百万円に取立不能のおそれが生じ、同日現在の有価証券残高14百万円と合わせ第3四半期以降に損失が発生する見込みです。</p>	

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月11日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 俊 光 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、取引先である株式会社穴吹工務店が会社更生手続開始の申立てを行ったことにより同社に対する貸出金及び有価証券について、第3四半期以降に損失が発生する見込みである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月11日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋 本 俊 光 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第143期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第144期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、取引先である株式会社穴吹工務店が会社更生手続開始の申立てを行ったことにより同社に対する貸出金及び有価証券について、第3四半期以降に損失が発生する見込みである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月27日
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 紺野 邦武
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町2番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社福島銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役社長紺野邦武は、当行の第144期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。